登園許可書 (疾患に応じて1又は2〜記入されたものを登園時に提出して下さい)

谫	7	谫
閪	福	粉
黑	害	紘

学校法人福寿学園

L. 医師の意	見書	T			于汉仏 <u>八</u> 佃对于	
園児名		(男・女)	年	月	日生	歳
	(ab.)((188)					-
*	(該当欄にチェックをお願いします)			\	· : ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	
	□ (□ 麻疹 □インフルエンザ	(Δ 刑 • R 刑 ·	· その他) 「) <u>[</u>]風疹	[治癒] □水痘	
第2種感染症	□ 流行性耳下腺炎 □結核				□/ 1\ / ⊈ .	
	□ 百日咳 □髄膜炎菌性髄腫		の他 ()
第3種感染症	「感染のおそれなしと判断された」 □腸管出血性大腸菌感染症(015 □流行性角結膜炎 □パラチフス	57、026、011				· フス)
その他の伝染病	条件によっては出席停止の措置が □溶連菌感染症 □ウイルス性 □ヘルパンギーナ □手足口病 □RSウイルス感染症 □帯状態 □その他(生胃腸炎(ノ □突発性	ロウイルス、 発疹 ロマ	ロタウイ <i>/</i> ロタウイ <i>/</i> ロプラ	ズマ肺炎	
園規則より	□伝染性軟属腫(水いぼ)切除 (伝染性軟属腫は園規則により切除し 沐浴・清拭は行えません。) □アタマジラミ症 □伝染性膿瘍	ていない場合	や切除後医師よ	り許可され	】 れていない場合に	はプールや
(かかりつけ医の	当さまへ					
こども園は乳幼児	見が集団で長時間生活を共にする場です。	。感染症の集団	発症や流行をで	できるだけ[防ぐことで、一人	一人の子ども
・一日快適に生活	できるよう、上記の感染症についての意見	見書の記入をお	願いします。			
:記の感染症に	年月日より疾患したた	ため、学校保信	建安全法施行	規則にも	とづき療養を指	示しており
ミしたが、感染	のおそれがきわめて少なくなった <i>0</i>	つで、				
年	<u>月</u> 以降の登園が可能である	ると判断しま	した。			
登園後の注	意事項 〔					
	年月	日				,
	医療	幾関名				
	診	察医名				印
2. 登園届						
園規則より	□伝染性軟属腫(水いぼ)切除・治療中【治療内容 (伝染性軟属腫は園規則により切除していない場合や切除後医師より許可されていない場合にはプールや 沐浴・清拭は行えません。) □アタマジラミ症 □伝染性膿痂疹 (とびひ)					14-10 11 Ch
	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	茄疹(とびひ)			127-12-2
※保護者の皆さる	□アタマジラミ症 □伝染性膿症	茄疹(とびひ)			はノールや
	□アタマジラミ症 □伝染性膿症	•		ないと診断	され、登園を再開	
上記の感染症に	□アタマジラミ症 □伝染性膿症 まへ	•		ないと診断	され、登園を再開	
上記の感染症にの「意見書」を	□アタマジラミ症 □伝染性膿症 まへ ついて、子どもの病状が回復し、かかりつ	け医により集[団生活に支障が			する際には、
上記の感染症にの「意見書」を見るの他の伝染	□アタマジラミ症 □伝染性膿症 まへ ついて、子どもの病状が回復し、かかりつ 園に提出して下さい。	け医により集E の必要なく登	団生活に支障が 園許可が出た	:場合には	、登園届の使	する際には、